

官報

昭和五十五年四月二十二日

第九十一回 衆議院會議録 第二十号

昭和五十五年四月二十二日(火曜日)

議事日程 第十七号

昭和五十五年四月二十二日

午後二時開議

第一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
第二 北西太平洋における千九百八十年の日本国への漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件
第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○今日の会議に付した案件

議員請暇の件

日程第一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)
日程第二 北西太平洋における千九百八十年の日本国への漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件
日程第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

案(内閣提出)

郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明及び質疑

地崎運輸大臣の去る十八日の会議における答弁に関する発言

昭和五十五年四月二十二日 衆議院會議録第二十号

議員請暇の件 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案 北西太平洋における千九百八十年の日本国への漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

午後二時三十分開議
○議長(渡尾弘吉君) これより会議を開きます。

議員請暇の件

○議長(渡尾弘吉君) 議員請暇の件につきお諮りいたします。
近藤豊君から、四月二十五日より五月十八日まで二十四日間、金子一平君から、四月二十八日より五月五日まで八日間、右いずれも海外旅行のため、請暇の申し出があります。これを許可するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(渡尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、いずれも許可するに決しました。

日程第一 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(渡尾弘吉君) 日程第一、国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。大蔵委員長長岡博之君。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

増岡博之君 たいだいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につき、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

る法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔増岡博之君登壇〕

○増岡博之君 たいだいま議題となりました国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案につき、大蔵委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

まず、国際通貨基金の増資について申し上げます。先般、同基金におきまして、世界経済の発展に応じ融資能力を拡充するため、その資金規模を五〇％増額し、約五百八十六億特別引出権とすることが合意されました。これに伴い、わが国の割り当て額も八億二千九百五十万特別引出権の増額をすることとされております。

次に、国際復興開発銀行、すなわち世界銀行におきまして、先般、一部の加盟国の出資額につきまして、その経済力に見合った調整を行うため、合計八億七千六百十萬協定ドルの特別割り当てを行うことが合意されておりますが、これによるわが国の特別割り当て額は四億協定ドルとなっております。

また、国際開発協会は、世界銀行の姉妹機関として、貧困開発途上国に対し、緩和された条件の融資を行っておりますが、今般、本年七月以降三カ年間の融資約束に充てる資金を賄うため、総額百二十億ドルの資金補充が合意されました。これによるわが国の増資額は三千九百四十二億千六百二十二万円であります。

本法律案は、以上の三機関に対し、ただいま申し上げました金額の範囲内において引き受け、追加出資することができるとするものであります。

本案につきましては、審査の結果、去る十八日質疑を終了し、直ちに採決いたしましたところ、多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) 採決いたしました。

本案の委員長長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。

日程第二 北西太平洋における千九百八十年の日本国への漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

○議長(渡尾弘吉君) 日程第二、北西太平洋における千九百八十年の日本国への漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件を議題といたします。

委員長長の報告を求めます。外務委員長中尾栄一君。

北西太平洋における千九百八十年の日本国への漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔中尾栄一君登壇〕

○中尾栄一君 たいだいま議題となりました北西太平洋における千九百八十年の日本国への漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件につき、外務委員会における審査の経過並びに結果を御報告申し上げます。

本議定書は、本年四月二日以来モスクワにおいて、日ソ両国政府間で北西太平洋における本年の日本国への漁獲の手続及び条件を定めるための交渉を行ってまいりました結果、合意に達し、四月十五日にモスクワにおいて署名されたものであります。

昭和五十五年四月二十二日 衆議院會議録第二十号 地方交付税法の一部を改正する法律案 郵便法等の一部を改正する法律案 大西郵政大臣の趣旨説明

一一六四

その内容は、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における本年の日本国のさけ・ますの漁獲について、漁獲量、禁漁区、漁期、議定書の規定に違反した場合の取り締まりの手續等を定めおきます。

本件は、四月十八日外務委員会に付託され、同日大来外務大臣から提案理由の説明を聴取し、質疑を行い、引き続き採決を行いました結果、全会一致をもって承認すべきものと議決いたしました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) 採決いたします。

本件は委員長報告のとおり承認するに御異議ありませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○議長(渡尾弘吉君) 御異議なしと認めます。よって、本件は委員長報告のとおり承認するに決しました。

日程第三 地方交付税法の一部を改正する法律案(内閣提出)

○議長(渡尾弘吉君) 日程第三、地方交付税法の一部を改正する法律案を議題といたします。

委員長の報告を求めます。地方行政委員長塩谷一夫君。

地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

〔本号末尾に掲載〕

〔塩谷一夫君登壇〕

○塩谷一夫君 たいだいま議題となりました地方交付税法の一部を改正する法律案につきまして、地方行政委員会における審査の経過及び結果を御報告申し上げます。

本案は、地方財政の状況にかんがみ、第一に、昭和五十五年度分の地方交付税の総額については、現行の臨時地方特例交付金を除く法定額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特

別会計に繰り入れる臨時地方特例交付金及び同特別会計における借入金を加算した額とするにとり、後年度における地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十五年度における借入純増加額の二分の一に相当する額を、昭和六十一年度から同七十年までの各年度において、臨時地方特例交付金として一般会計から同特別会計に繰り入れようとするものであります。

第二に、昭和五十五年度の普通交付税の算定方法については、教育水準の向上、社会福祉施策の充実、公園、清掃施設等住民生活に直結する公共施設の計画的な整備、過密過疎対策、消防救急対策等に要する経費、その他財源対策債等の元利償還金に要する経費等の財源の確保を図るため、関係費目の単位費用を改定する等の措置を講じようとするものであります。

本案は、三月十八日当委員会に付託され、四月一日後藤田自治大臣から提案理由の説明を聴取し、九日には参考人の意見を聴取するなど、本案を中心として地方財政全般にわたって熱心に審査を行いました。

昨二十一日本案に対する質疑を終了しましたところ、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党・革新共同及び民社党・国民連合の四党共同提案により、地方交付税率の引き上げ、臨時地方特例交付金の増額等を内容とする修正案が提出され、小川省吾君からその趣旨説明を聴取いたしました。

次いで、討論を行いましたところ、自由民主党を代表して大石千八君は、本案に賛成、修正案に反対、日本社会党を代表して小川省吾君、公明党・国民会議を代表して小川新一郎君、日本共産党・革新共同を代表して安藤巖君及び民社党・国民連合を代表して谷部孝之君は、それぞれ本案に反対、修正案に賛成、新自由クラブを代表して田島衛君は本案に賛成、修正案に反対の意見を述べられました。

討論を終わり、採決を行いましたところ、修正案は賛成少数をもって否決され、本案は賛成多数をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上、御報告申し上げます。(拍手)

○議長(渡尾弘吉君) 採決いたします。

本案の委員長の報告は可決であります。本案を委員長報告のとおり決するに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

○議長(渡尾弘吉君) 起立多数。よって、本案は委員長報告のとおり可決いたしました。(拍手)

郵便法等の一部を改正する法律案(内閣提出)の趣旨説明

○議長(渡尾弘吉君) この際、内閣提出、郵便法等の一部を改正する法律案について、趣旨の説明を求めます。郵政大臣大西正男君。

〔大西正男君登壇〕

○国務大臣(大西正男君) 郵便法等の一部を改正する法律案につきまして、その趣旨を御説明申し上げます。

この法律案は、最近における社会経済情勢の動向及び郵便事業の運営の現状にかんがみ、郵便事業の運営に要する財源の確保を図るため、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金の改定を行うほか、第一種郵便物等の料金の決定について臨時の特例を設けるとともに、利用者に対するサービスの改善を図る等のため、郵便法その他関係法律について所要の改正を行おうとするものであります。

まず、郵便法の一部改正の内容について申し上げます。

第一は、郵便料金の改定についてであります。郵便事業財政は、石油危機に端を発した人件費や諸物価の高騰により、昭和四十九年度以来大幅な赤字に転じ、昭和五十一年一月の料金改定によりまして好転いたしましたものの、昭和五十三年度からは、再び収入不足を生ずることとなり、昭和五十四年度末における収入不足の累計は、昭和五十年の料金改定時と同程度になるものと見込まれております。このまま推移すれば収支の差はますます拡大し、事業財政の状況は悪化の一途を

たどることとなります。

こうした中で、昨年十月郵政審議会に対し、郵便事業財政を改善する方策について諮問いたしましたところ、同審議会から、昭和五十五年度から三年間は新たな赤字が生ずることを防ぐとともに、累積赤字についてもできるだけこれを解消していく措置をとることが必要であるとして、この際郵便料金の改定を行うことはやむを得ないものと判断するとの答申がなされました。

今回の料金改定案は、この答申に示された料金を骨子とするものであります。第一種郵便物につきましては、定形二十五グラムまで五十円を六十円に、定形外五十グラムまで百円を百二十円に改め、また、第二種郵便物の通常はがきにつきましては、二十円を四十円に改めることを主な内容としたしております。

なお、第一種郵便物のうち、郵便書簡につきましては五十円に据え置くこととし、第二種郵便物の通常はがきにつきましては、昭和五十五年度中は三十円とするにとりましてあります。

第二は、第一種郵便物等の料金の決定についての特例についてであります。

郵便の料金決定方法のあり方につきましては、かねて郵政審議会等から「現行の料金決定方法については、弾力的に対処できる方向での改善が必要である。」との趣旨の御提言をいただいていたところでありましたが、その後慎重に検討いたしましたところ、郵便事業に係る累積欠損金が解消されるまでの間、一定の範囲及び条件のもとで、第一種郵便物及び第二種郵便物の料金は、郵政大臣が郵政審議会に諮問した上、省令で定めることができるものと定める等の規定を設けることといたしたいとするものであります。

第三は、利用者に対するサービスの改善を図るため、新たに郵便切手について手数料を徴して、これを他の郵便切手等と交換することができることとする、新たに図画等を印刷した郵便はがきを発行し、一般の郵便はがきの料金額によらない額で売りさばくことができることとする、迅速小包として差し出すことができる郵便物の大

一六五

昭和五十五年四月二十二日 衆議院會議録第二十号 郵便法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する武部文君の質疑

一一六

私は、多様化、高度化する通信手段の中にあつて、郵便の果たす役割りが変化しつつあることは理解できるところであります。今日において、なお郵便は国民の基本的な通信手段であることにはいささかも変わりはありません。

すなわち、郵便による海外文通、また、その経済、文化に果たす役割り及び郵便の持つ記録性、現物性の価値観については、いままお通信手段の中における地位は揺るぎないものがあるのであります。

かかる観点からしても、安易に無定見に財政法第三条を拡大解釈し、国民不在の郵便料金決定方式をとらうとする政府の政治姿勢は、郵便離れを招き、財政悪化の悪循環に陥り、伝統ある郵便事業に大きな汚点を残すのみならず、郵便制度の崩壊のおそれなしとしないのであります。総理大臣並びに郵政大臣の明確な答弁を求めたいのであります。(拍手)

また、今回の法案では、封書及びはがきの料金決定に当たっては、構成、運営等何ら変えないで、これまでどおりの郵政審議会に諮問した上、郵政大臣が決定しようとしていることについてであります。

御承知のとおり、各種の審議会につきましては、行政機関の隠れみの的存在であるなど評され、問題の多いところでありまして、かねてから、われわれが再三にわたってその改善を指摘してきた郵政審議会についても、多くの利用者代表を委員として加えるべきであり、もって、開かれた審議会として十分討議をし、国民、利用者が納得できるような民主的な審議会にすべきことが先決であるにもかかわらず、ここに至っても、なお何ら改善されないまま、今度は国民の重要な通信手段である封書、はがきの料金までも、この審議会に諮問するのみで郵政大臣が一方的に決定することができるような郵便法の改正は、国民無視の政策であり、われわれは断じて認めるわけにはいきません。郵政大臣から納得できる答弁を求め

るものであります。(拍手)

さらに、法定制に関連する問題についてであります。

すなわち、郵便事業が代表的な国営事業であることは申すまでもありませんが、公共企業体である電電公社の電信電話料金については法定制度がとられています。政府が、このような中で郵便料金の法定制を緩和しようとする理由は一体どこにあるのか、全く理解に苦しむのであります。郵政大臣は何と説明されるか、明確な答弁を求めるものであります。(拍手)

いま必要なことは、政府は今後とも、多様化、高度化する通信手段の中にあつて、この郵便事業全体を見直し、その正当な位置づけを行い、新しい発想に立って将来展望を確立し、具体的対応策を国民に明示して、理解と協力を求めることがきわめて肝要であり、このことこそが郵便制度への信頼を高めるゆえんであると確信するものであります。

いずれにしても、政府の確固たる施策が確立、明示され、利用者である国民の支持と合意が得られるまでは、郵便料金の引き上げや法定制緩和措置などは一切見送るべきであると思ひますが、郵政大臣の見解をたずねるものであります。

最後に、このような大幅値上げと料金の法定制緩和措置を含む郵便法等の一部改正案は、国民の政治に対する不安と不信を助長するものであると断ぜざるを得ません。わが党は本案に反対であります。

総理、あなたは国民生活を守ると公言される以上、本案は直ちに撤回すべきであり、それが、いまあなたがとる最良の方策であるということ強く指摘して、私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕
○内閣総理大臣(大平正芳君) 武部さんの最初の御質問は、郵便料金の今回の値上げは、国民生活に与える影響が大きいので、全面凍結すべきではないかという御質問でございます。

郵便事業財政は、御案内のように、五十四年度末におきまして、二千億円をかなり超える累積赤字を生じております。

郵便事業につきましても、かねてからその効率化と合理化に努めてまいりましたけれども、何分労働集約性の高い事業でございますので、おのずから合理化にも限界がございます。このまま放置しておきますと、収支の較差はますます拡大いたします。経営維持が困難になってくるものと思われま。

そこで、今後とも効率化と合理化には精いっぱい努力してまいりながらも、郵便事業の運営に要する必要最小限の財源を確保するために、物価の影響等も考えながら、やむを得ない範囲の料金改定をお願いしようとするものでございます。御理解をいただきたいと思ひます。

なお、政府といたしましては、各般にわたる物価政策を総合的、機動的に推進いたしまして、五十五年度の消費者物価上昇率を政府見通しの六・四％程度にとどめるよう最善の努力を続けてまいりますつもりでございます。

第二の御質問は、今回の郵便料金の改定は、無定見に財政法を拡大解釈するおそれがあるのではないかと、郵便離れ、財政悪化を通じて郵便制度の崩壊を来すおそれなしとしないが、所見はどうかという御質問でございます。

財政法第三条は、申すまでもなく、国の独占事業の事業料金につきまして法律で定めなければならぬことを規定いたしておりますことは、御指摘をまづともありません。

今回の郵便料金の決定方法の特例措置につきましても、郵便事業財政の現状にかながみまして、法律によりまして、郵便事業に係る累積欠損金が解消されるまでという期間を設けて、また料金改定幅の上限を法律で決めまして、厳しい要件のもとでこれを行おうとするものでございまして、財政法第三条にもとめるものであるとは、われわれは考えておりません。

今回の改定が決して安易なものではないということと御理解いただきたいと思ひます。

第三に、今回の郵便法の改正は撤回すべきであると思ひますが、どうかということでございますが、今回の郵便法改正案は、政府といたしまして、物価や国民生活に及ぼす影響、郵便事業みずからの経営努力などを幅広く、かつ慎重に検討を遂げた上で御提案したものでございまして、撤回の意思はございません。(拍手)

〔国務大臣竹下登君登壇〕

○国務大臣(竹下登君) お答えいたします。

私に対する質問は二点でございます。まず、公的年金制度における費用の分担につきまして、事業主及び被用者の保険料負担のほか、年金制度をより充実、推進する立場から、国、地方公共団体等の公経済主体が一定割合の公的負担を行っているところであります。郵政省職員年金に対する公的負担につきまして、郵政事業特別会計が負担しておりますのは、郵政事業が国の直接経営する独占事業であること、特別会計の自収自弁の性格に合致していること、また、その事業収入は公共料金としての規制を受けていること等の特別の性格から、同事業が公経済主体としての責務を負うものでありますので、妥当なものであると考えております。

そしてまた、追加費用につきましては、昭和三十四年に新しい共済年金制度に切りかえる際、それまでの恩給公務員期間等を引き継いだことに伴います費用でありまして、本来、事業主の負担でありますので、郵政事業特別会計が負担すべきものと考えております。

次に、二番目の問題でございますが、第三種、第四種の郵便物の料金につきましては、政策上低額の料金とされておりまして、郵便法は、これらの低料金のものも含めて、郵便料金が全体として収支相償するよう決定すべきことを明らかにしておるところであります。

今後とも、政策料金は全体の郵便料金の中で吸

収し得る範囲内で行い、郵便事業の独立採算制を維持すべきものであると考へております。(拍手)

(國務大臣正示啓次郎君登壇)

○國務大臣(正示啓次郎君) 武部議員にお答えを申し上げます。

仰せのとおり、公共料金の取り扱いにつきましては、厳しくその経営の徹底した合理化、物価及び国民生活への影響、これを考慮すべきことはもとよりであります。

そこで、御指摘の郵便料金につきましてはこれをやめたわけではあります、一方、御承知のように、五十一年一月から改定しております。そこで、五十三年以降には、単年度でも赤字が出ておるわけでございます。五十四年十二月には、御指摘のように、郵政審議会の答申もございまして、私は、事業の徹底した合理化をやるためには、やはり最小限度にこの料金を改定いたしました。自主的な努力ができるような励みをつけることも必要かと考へておるわけでございまして、

そこで、予算の編成に当たりましては、こういう事情を十分考へ合わせまして、たとえば実施時期は、当初は七月を予定しておりましたのを十月から繰り下げるとか、あるいははがきの料金は、一挙に倍とせず、五十五年度中は三十円にとどめるとか、いろいろと努力をしておるわけでございまして、武部議員は非常に郵便事業についてはお詳しいわけでございますから、これらの点についてよく御理解を賜りたいと思ひます。(拍手)

(國務大臣大西正男君登壇)

○國務大臣(大西正男君) 武部議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、今回の郵便料金の決定方法の特別措置と財政法との関係などについてお答え申し上げます。

財政法第三条は、国の独占事業の事業料金につきましましては、法律に基づいて定めなければならないといはれておりますが、これは、あらゆる場合

に法律で直接具体的金額を定めることまでを要求するものではないと解されております。

今回の郵便料金の決定方法の特別措置は、郵便事業財政の現状にかんがみまして、法律において、郵便事業に係る累積欠損金が解消されるまでという一定の限度を設け、また、料金の改定率が物価等の変動率を超えてはならないなどの厳しい要件を付した上で行いたいとするものでございまして、財政法第三条にもとめるものではないと考えておる次第であります。

また今回の改正は、郵便事業が今後とも安定した郵便サービスを提供していくため、健全な事業経営の確保等を図ることとするものであります。したがって、料金の決定に当たりましては、法律で定める一定の厳格な要件のもとで、郵便の需要動向等にも配慮しつつ行つてまいり所存であります。決して安易な改定を行おうとするものではないことを御理解賜りたいと存じます。

次に、封書とはがきの料金は、郵政大臣が郵政審議会に諮問し、これを決定することについての御意見につきまして、郵政審議会が郵政省の所掌業務に関する重要な事項を調査、審議していただくこととなっております。審議会の委員は広く国民の意見が反映されるよう各界の有識者を網羅して構成され、その運営は適切かつ公正に行われていくものと考へております。

なお、今後、郵便料金の決定方法の特別措置が御承認いただけますと、郵政大臣から料金についての諮問を受ける審議会は一層重要な役割を持つこととなりますので、委員の任命に当たりましては、今後ともさらに慎重に対処してまいりたいと考えております。

次に、国営である郵便事業における料金の決定方法を弾力化する理由についてお答え申し上げます。郵便事業は国営ではございますが、企業的に経営することが要請されておまして、これまででも法令面での弾力化、事業運営の効率化、合理化を

推進してまいつたところでございます。

郵便事業といたしましては、現行経営形態のもとにおきましても、今後ともできるだけ経営の改善に努力していきたいと考へており、今回の料金決定方法の特別措置も、郵便事業財政の現状にかんがみ、このような考へに基づいて行いたいとするものであります。

なお、郵便料金の決定が弾力的に行われることの必要性につきましては、かねて郵政審議会及び公共企業体等基本問題会議から御提言をいただいております。

最後に、事業の将来展望を立て、国民の理解と協力を求め、その合意が得られるまで料金の引き上げ、料金決定方法の弾力化など一切見送るべきではないかという御意見につきましては、郵便事業をめぐる社会経済環境は厳しいものがあると思へますが、国民の皆様は御理解と御協力をいただきながら、今後とも事業運営の効率化、合理化の推進に努める一方、郵便の特色を生かした需要の喚起について適切な施策を行い、国民の事業として健全な経営を確保しつつ、適正なサービスを提供してまいり所存でございます。

現行の郵便料金は、昭和五十一年一月に改定されたもので、今日まですでに四年以上の間据え置かれておりますが、郵便事業の運営に要する財源を確保するため、物価等への配慮をもちつつ、やむを得ない範囲の料金改定を行い、窮迫した事業財政の立て直しを図ろうとするものでございまして、今回の郵便料金の決定方法の特別措置は、郵便事業財政の現状にかんがみ、法律において厳しい要件を付した上で行いたいとするものでございまして、ぜひとも御理解を賜りたいと存じます。(拍手)

○議長(瀧尾弘吉君) 山田英介君。

(山田英介君登壇)

○山田英介君 私は、公明党・国民会議を代表いたしまして、ただいま郵政大臣より趣旨説明のあ

りました郵便法等の一部を改正する法律案について、総理並びに関係大臣に対し質問を行うものであります。

一昨日から国鉄運賃が大幅値上げとなりました。また、本日からたばこの値上げであります。消費者米価、電気ガス料金、国立学校の授業料の値上げ等、公共料金の引き上げがまさにメジロ押しの中で、今度は郵便料金を大幅に引き上げようとする政府の基本的思考は、政治の力をもって国民生活の向上を図ることとは全く逆の行き方を強行しようとするものであります。一体どこまで国民を苦しめれば済むというのでしょうか。

すでに、与党内部からも、参議院選挙を前にして、これでは戦いようがないとの声すら上がっております。値上げの理由は種々挙げられるかもしれませんが、これは政府主導型の物価引き上げであることは間違ひありません。

ここで私が改めて指摘するまでもなく、公共料金の引き上げが物価上昇に一層の拍車をかけることは、私たちが幾度となく経験をしてきたところであります。多くの国民が苦しみ抜いてきたところであります。そのことを、総理、あなたもよく御存じのではありませんか。私は、これを避ける努力があつてしかるべきであると思ひますが、何ゆゑこの当然の抑制をおやりにならうとしないのか、まず総理のお考へを伺いたないのであります。

さて、政府は、本法案によつて、国鉄運賃やたばこと同様に、郵便料金についても国会の議決を必要とせずに郵政大臣に値上げ認可の権限を与えようとしております。このような法定緩和法案を私は断じて容認するわけにはまいりません。(拍手)

なぜなら、郵便料金は、まずその性質において税と同じものであると言へるのであります。課税については、憲法第八十四条で明確に租税法律主義が規定されております。また、財政法第三条

昭和五十五年四月二十二日 衆議院會議録第二十号 郵便法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に對する山田英介君の質疑

一一六八

は、「國權に基いて取納する課徴金及び法律上又は事実上の独占に属する事業における専売價格若しくは事業料金については、すべて法律又は国会の議決に基いて定めなければならない」とされており、かかるに、今回提出されている改正案は、こうした規定をことごとく踏み越え、立法院としての国会の地位を軽んじ、また、国会議員の審議権を縮小しようとするものにほかなりません。

郵便事業は、政府・自民党が強引に成立させた国鉄の運賃法定緩和とは条件が異なるものではない事業であり、国鉄と同列視することはできません。私は、法定の枠を外された国鉄が、毎年値上げを繰り返して、そのため、かえって安易な経営姿勢に流され、膨大な赤字に苦しんでいる事実を見て見過ごしてはならないと思うのであります。したがって、本法案の法定緩和は、明らかに憲法及び財政法の本旨に反するものと考え、その条項の削除を求めるものであります。総理の明確なる御見解を伺いたいのではありません。(拍手)

次に、大蔵・郵政両大臣に伺います。

郵便法の目的は、その第一条に、「この法律は、郵便の役務をなすべく安い料金で、あまねく、公平に提供することによつて、公共の福祉を増進することを目的とする」と定めております。郵便の使命と性格をきわめて的確に表現していると思うのであります。この郵便法の精神に照らしても、今回の値上げを是認するわけにはまいりません。

それでは、今後、この目的のとおり、郵便が低廉な情報交換手段として国民の福祉の増進に役立っていくのかと言え、残念ながらその見通しは暗いと言わざるを得ないのであります。

その原因は、郵政事業の独立採算制にあります。今回の値上げによつて、果たして郵政事業の赤字が抜本的に解消されるのでしょうか。実際には不可能であります。五十八年度には、郵便事業

の収支は再び赤字に転ずると言われております。赤字解消のため、事業の効率的運用に努めなければならぬことは当然であります。政府が郵便事業の独立採算制を取り続ける限り、この解消は不可能であり、また、その結果、今後も、赤字解消を理由に郵便料金の断続的な値上げが行われ、郵便料金は、郵便法の目的から遠くかけ離れた高い料金として、かえって国民の福祉増進の妨げとなるおそれがあるものであります。

私は、郵便事業の改善のため、また郵便法の精神を維持するためにも、この際、郵政事業の独立採算制にメスを入れるべきであると考えますが、この点についての大蔵大臣並びに郵政大臣の率直な御見解を伺いたいのではありません。

次に、郵政当局の企業努力のあり方についてであります。

郵政事業は確かに赤字であります。しかし、郵政当局が値上げを実施する前に、果たしてどれだけの赤字解消のために経営努力を重ねてきたのでしょうか。これはまことに疑問であります。長期にわたる不況の中で、民間企業は、経費の削減、経営の合理化など減量経営、体質改善に必死になつて努め、今日、ようやく赤字基調からの脱却を図りつつあるものであります。郵政事業は、果たして赤字解消のため血の汗を流したような経営努力を行ったのでしょうか。そうした上での値上げの実施なのかどうか。国民が本当に知りたい点は、実はこのことなのであります。郵政大臣の具体的な御答弁を伺いたいのではありません。

次に、郵便事業のサービス改善と労使関係についてであります。

郵便の遅配、誤配、滞留が一般化し、国民の郵便事業に対する不信は一向に解消されておられません。特に、遅配、欠配がひどく、送達日数の達成度は改善される方向さえ見出せない状態であり、郵便事業費の約九割が人件費であることから見てわかるように、郵便は人力に依存せざるを得ない事業であります。それだけに、郵便事業を円滑に運用するべきは、いわゆる人間関係であり

最近、労働組合の前向きな姿勢と努力によつて、労使の関係改善が図られようとしております。しかし、依然として、職場において管理職にある者と一般職員との間の相互不信が根深く残っていることも、また事実であります。このことが、郵便事業の健全な運用と国民へのサービスの妨げとなつてあらわれていると思うのであります。

この際、政府並びに関係者は、労使関係改善のため誠意を持ってこれに取り組む、その円滑な解決を図るべきであります。また、郵政当局は、職場における交渉ルールの明確化など、正常な業務の運行が確保できるよう、労使の信頼回復に努めることを国民に確約すべきであると思うのであります。したがって、郵政大臣の御決意のほどを伺いたいのではありません。

さらに、郵便業務の円滑な運営によつて、国民へのサービスの改善を図ることが必要であるとの観点から、今回の法案提出に当たつてどのような施策を講じ、サービスの向上を図ろうとされるのか、この点についても大臣の御所見を伺いたいのではありません。

最後に、郵便事業における将来の展望について伺います。

郵便事業は、郵便法第一条の目的どおり、公共の福祉増進に資するにほかならぬ対応すべきかという基本的な命題に直面しております。内国郵便物の八〇％がダイレクトメールなど企業郵便であり、反面、私人間の郵便は減少する傾向にあります。これは郵便の地盤沈下の実態を示す何よりの証拠でもあります。このままでは郵便事業は、ダイレクトメールと年賀状等によつてのみ維持されることになりかねないのであります。したがって、郵政当局は当面の赤字対策にのみ終始することなく、郵便事業の将来像について明らかにする必要があると考えるものであります。が、郵便

事業の将来像について郵政大臣はどのような御所見をお持ちか、伺いたいのではありません。

以上、私は数点にわたり政府の見解をたてましたが、今回提出の改正案は、物価高騰の引き金となる危険な要素を持つものであり、法定緩和という国会の地位軽視、審議権縮小を内包したものであります。

さらに、今回の郵便料金値上げは、利用者のサービス向上に何一つ貢献することのないものであることを重ねて訴えるものであります。

わが党は、このような法律案には断固反対せざるを得ません。この際、政府が本法律案を速やかに撤回し、もつて国民の期待にこたえるよう強く要求して、私の質問を終わります。(拍手)

(内閣総理大臣大平正芳君登壇)

○内閣総理大臣(大平正芳君) 山田さんは、最初に、最近の物価動向、公共料金の値上げの物価への波及等から見まして、予定している公共料金の値上げを当分見送るべきでないかという趣旨の御質問でございました。

山田さんも御承知のとおり、今日の物価問題は海外にその原因の多くを持っており、これは御案内のとおりでありまして、わが国が必要とする海外からの原料、材料の急激な値上がりに伴う犠牲を、物価あるいは料金の形で国民に公平に負担していただかなければならぬという問題であることも御理解をいただきたいと思うのでございまして、これを回避する道はないわけではございません。

政府といたしましては、従来とも公共料金の設定に当たりましては、関係企業の徹底した合理化を求めながら、物価の、料金の値上げの国民生活への影響も勘案しながら、最小限度に抑えていくという心に心がけてまいつたわけでございまして、今日御審議をいただいております郵便料金につきましても、こういう趣旨のもとで慎重に検討して、最小限度お願いせざるを得ないものにつきまして改定をお願いしようとするものでございます。

ので、そういう趣旨のものとして御理解をいただきたいと考えておりました。公共料金の値上げを見送るということは、遺憾ながら御同意いたしかねるわけでございます。

第二の御質問は、法定緩和法案は憲法に言う租税法律主義から申ししても、また財政法に言う財政民主主義から言っても首肯しがたいものである、国会軽視にもつながらないかという趣旨の御質問でございます。

今回の改正法案による郵便料金の決定方法の特例措置は、郵便事業財政の現状にかんがみまして、一定の厳格な要件を法律で定めた上で郵便料金の改定をいたそうとするものでございまして、国会で十分御審議をいただいた上で法律に基づいてなされるものでございまして、もとより国会を軽視するものでもなく、財政民主主義にもとるものでもないとは確信いたしております。(拍手)

〔国務大臣竹下登着登壇〕

○国務大臣(竹下登着) 私に対する御質問は、郵政事業は独立採算制をとっているが、これを見直す必要はないか、大要このような御質問であります。

郵政事業は、受益者負担の原則に基づきまして、自収自弁の特別会計として従来より運営されてきたところでございます。このように収支を関連づけておきますことは、先般の郵政審議会の答申にもございまして、事業の合理化の推進、サービスの向上などへの努力を刺激する効果を生むことになるからでございます。したがって、いましめて、事業を効率的に運営するためにも、独立採算制は、これは維持すべきものである、このように考えております。(拍手)

〔国務大臣大西正男君登壇〕

○国務大臣(大西正男君) 山田議員の御質問にお答えいたします。

まず、郵政事業の独立採算制につきましては、郵便事業は、その運営に必要な経費は利用者が負担するという、受益者負担の原則による独立採算

制を維持すべきであると考えております。

仮に、独立採算制を崩しまして、一般会計からの繰り入れにより赤字を補てんするということになりますと、郵便の八割は企業などの差し出す業務用の通信であるという利用実態から見ましても、負担の公平を失うことになると思うのでございます。

なお、郵便法第一条の「なるべく安い料金」という規定についての御意見でございますが、これは収支を度外視してやるということを前提とするものではないと理解をいたしております。

次に、郵政省の経営努力につきましては、郵便事業は、御承知のとおり、きわめて労働集約性の高い事業でありますので、合理化にはおのずから限界がございしますが、これまでに局内作業の機械化、郵便物処理の集中化、外務作業における自動化、配達作業環境の改善等、各般にわたる効率化、合理化を図ってまいりまして、経営の改善に極力努力をいたしております。

また、郵便利用の増進を図り、収入を確保することも肝要であると存じまして、力を注いでございまして、今後とも、これらの施策の推進につきましまして、なお一層努力を傾注してまいる所存であります。

次に、労使の信頼回復にどう対応するかという御質問でございますが、郵便事業は人力に依存する度合いの高い事業でありますので、円滑な事業運営を図りますためには、安定した労使関係の確立が不可欠でございます。

省といたしましては、このような考えのもとに、関係労働組合との間におきましても、相互の立場を十分尊重した上で、話し合いを積み重ねることによって事業に対する共通の認識を深め、労使の信頼関係を向上させるべく努力をしてきたところであります。今後とも労使においてさらに努力をいたしまして、国民の期待にこたえてまいりたいと存じます。

次に、国民へのサービス改善、すなわち郵便事

業の業務の正常化につきましてお答え申し上げます。

郵便業務の円滑な運営を図り、正常な業務運行を確保することは、従来から最も力を注いでまいりましたところであります。

このたび郵便法等の改正案の御審議をいただくに当たりまして、国民の皆様は郵便事業に寄せる御期待に思いを新たにいたしまして、職員は勤務意欲の一層の向上、厳正な職場規律の確保並びに労使関係の一層の安定化に努力を傾け、業務の正常運行に努めてまいりる所存であります。

最後に、郵便事業の未来像についての御質問でございますが、郵便の利用は、長期的に見ますれば、年々着実に増加をいたしております。五十四年度におきましてもかなりの増加を示しております。

これからの郵便につきましては、各分野の専門家による調査研究におきましても、郵便は現物性、記録性等の面においてすぐれた特性を持つことから、通信手段が多様化する中にありまして、なお安定的に増加、発展していくものと考えられております。

郵便事業をめぐる社会、経済環境は厳しいものがあると予想されますが、このような郵便の特質を生かした郵便需要の喚起についてもさらに努力し、事業の健全な経営に努力してまいりる所存でございます。(拍手)

○議長(瀬尾弘吉君) 塩田晋君。

〔塩田晋君登壇〕

○塩田晋君 私、民社党・国民連合を代表しまして、ただいま御説明のありました郵便法等の一部を改正する法律案について、総理大臣並びに関係各大臣に対して質問をいたします。

この改正案の主たる目的は、郵便料金の値上げであります。第一種郵便物は五十円から六十円に、第二種郵便物は、普通はがきが二十円から四十円へと二倍にもなるという大幅な値上げであり

ます。第三種以下につきましても、郵政審議会の答申に基づく値上げが予定されておられ、とりわけ第三種については、十五円が三十五円へと二倍半近くも値上げされるというものであります。

政府は、今年度各種公共料金等の値上げを次から次へと強行しておりますが、郵便料金もその例外ではありません。今日電話が普及したとはいえ、郵便が日常生活及び企業活動において果たす役割りはなお大きく、郵便料金の値上げが一般物価、国民生活に与える影響はきわめて大きいものがあると考えます。

大平総理大臣は、国内問題で口を開けば物価の抑制、安定を云々されますが、このような相次ぐ公共料金的大幅値上げは、まさに総理一流のしたたかさによるものか、その言行の不一致をどのようにより明らかにするか、まず驚きと開かざる願いたいのであります。(拍手)

折しも世界的なインフレ傾向の中でわが国の物価は急騰しており、二月の全国消費者物価の上昇率は、対前年同月比で八・八％上昇し、卸売物価に至っては二一・四％と高騰しております。年間消費者物価の上昇率は、昨年度実績見込みが四・七％であるのに対し、今年度見込みでは六・四％となつていますが、現状のままではこの目標の達成は不可能と言わざるを得ません。

経済企画庁は、予算関連公共料金が消費者物価に与える影響を〇・八％としており、郵便料金については〇・〇四％程度の影響と計算しているが、果たしてこの数値でとどまるのかどうか疑問であります。この数値には、間接的な波及効果及び心理的な波及効果をどれほど織り込んであるのか、郵便が広く国民一般、企業等の通信手段として利用されている現状を考えた上で、値上げの深刻さをどのように受けとめ、どのような判断で物価の監督官庁として対処してこられたか、経済企画庁長官にお伺いいたします。

ところで、電話等他の通信手段の普及により、手紙から離れる傾向が進んでおります。このとき

さらに郵便料金を値上げすることは、ますます国民の手紙離れを促進する結果となることは明らかであります。

現に、前回の昭和五十一年の郵便料金値上げの際には、史上初めて値上げによる郵便物数が減少したこと、さらに、第一種郵便物についてはいまだなお値上げ前の物数に回復していないことは周知の事実であります。五十一年度には、第一種について何と対前年度比一三・四％の物数減となったのであります。郵政省は、今回の値上げによる物数減を第一種について〇・三％とし、第二種については〇・六％の物数増を予想しているようでありましたが、今回の第二種郵便物の上げ幅が最終的には二倍という大きなものであることを考えますと、こういった予想は甘いと言わざるを得ません。

確かに値上げによって収益は好転するであろうけれども、根本的なところで郵便離れが起こっては、将来郵便制度そのものの存立が問われる事態となります。そうなれば、今年度八百三十二億円といった増収見込みも、三年間新たな赤字を出さないという予定も、ともに崩れてしまうのであります。さような事態を避けるためにも、事業の合理化努力をさらに強力に展開し、郵便料金値上げを抑止すべきであると考えますが、郵政大臣はどのような御認識を持ち、どのように対応しておられるのか、お尋ねいたします。

さて、このたびの改正の第二の目的は、郵便料

金の法定制を緩和することであり、すなわち、物価上昇率という一定の枠をはめつつ、あるいは郵政審議会への諮問を要するとはしつつも、やはりこれは料金の値上げを行政の側の判断に一方的にゆだねるものであります。わが党は、この料金の法定制緩和に大きな疑義を持つものであります。

まず、公共料金に対する国会の監視を外そうとする点が問題であります。郵便料金という国民生活に広範かつ重大な影響を及ぼす問題について、行政に対する国会のコントロールをなくしようとすることは納得できません。国会の監視のもとで、郵政労使に合理化努力を求める道を閉ざしてはなりません。労使の一部がなれ合っている現状のもと、経営努力の欠如した賃金決定と安易な料金値上げの悪循環に対して、国政のメスを入れられるようにしておくこと、これが必要でございいます。(拍手)

かの国鉄の場合には、当初弾力性条項を入れるときに約束された合理化、能率化の努力がなおざりにされたまま、毎年恒例の値上げが定着してしまつた感があります。その結果として、料金高騰のための利用者離れがさらに深刻化していることは、一般に周知の事実であります。法定制の緩和についてはこのような多くの問題点があると思ひますが、郵政大臣の御見解をお伺いしたいのであります。

いままで、われわれは幾度も事業の合理化、効

率的な運営を訴えてまいりましたが、郵政事業においてその努力が欠如しているのではないかと、こういう疑問をかねてより持つております。

民間企業は、厳しい経済環境の中で血のにじむような思いで合理化努力を続け、自由競争のため製品値上げに頼るには限度もあり、経営の維持に必死に努めております。

ところが、官営の事業はとかく親方日の丸的な体質に陥りやすく、効率化の努力を怠りがちであります。もちろん、郵便事業は多くの人手に頼らざるを得ず、合理化がむずかしい面のあることは承知いたしております。しかし、大量のアルバイトの出費をしながらも郵便の遅配が続出するという事態が、以前、年末などに広範に見られたことなどから、郵便事業の労使関係は一体どうなっているのか、当局側のまじめな取り組みと努力を怠っているのではないかと、これが率直に言つて国民の声であります。

郵便事業における合理化は正常な労使関係なくしては不可能であります。郵政事業においても、権利のみでなく義務をわきまえて、民主的な正しい組合活動の道を着実に歩んでいる全郵政労組諸君のいることは、皆様御存じのとおりであります。他方、イデオロギー的な主張にとらわれて組合活動の本来の道を踏み外した人々のいることは、まことに遺憾であります。しかし、ことさらに正常な郵便業務を妨げるような不当な行為に対しては、郵政当局は毅然とした態度で臨むべきであり

ます。職場の混乱による事務の停滞を一部組合に遠慮しながら放置して、国民に料金の値上げを迫るといふのは、何としても納得できません。具体的にはどのような経営合理化の努力をし、その結果はどうなのか、また職場における労使関係の正常化のためにどのような努力を払われているかについて、郵政大臣にお尋ねしたいのであります。

さらに、今回の改正案では、はがきに広告を載せ、ある程度料金を下げる措置ができるようになっておりますが、もっとほかにも改善の手段があるのではないかと。

たとえば、郵便物総数の約半数を占める料金別納・後納郵便は、一時に大量に発送される性質のものも多く、郵便事業の大事な収入源であります。仕分けや配達等において大きな負担となっております。この種の郵便は、法人や団体の通信や宣伝のためのものが多いのでありますが、このために一般家庭用郵便が圧迫されておつてはなりません。料金別納・後納郵便については、まず第一に郵便番号の記載を義務づけるとともに、かたかなのタイプ字によるあて名書きを改めさせるようにできないか、また全物数の四％程度を占める市内特別郵便制度についても見直す時期に来たのではないかと考えますが、これらの点について郵政大臣のお考えをお聞かせ願ひたい。

最後に、今般の社公民三党と政府・自民党との予算修正交渉におきまして、四党政審・政調会長

は圧縮することになったものと受け取っております。第三種郵便は、新聞、学術雑誌等の配送に欠かせぬものであり、各種情報の自由な伝達の保護という観点からも、総理は、公党間の合意を尊重してこれを前向きに検討し、決着を図られる御意思がありや否や、明確なる総理の御答弁をいただきたい。

以上で私の質問を終わります。(拍手)

〔内閣総理大臣大平正芳君登壇〕

○内閣総理大臣(大平正芳君) 塩田さんの最初の御質問は、今日の物価高、公共料金の値上げ自体をどう認識しておるかという意味の御質問でございます。

先ほども山田さんにもお答え申し上げましたとおり、私は、今日の物価高は日本の経済の内部に疾患があるとは考えておりませんし、日本の経済の生産性が劣悪であるがゆえだとも考えておりませんで、多くの原因を、海外からの大幅の原材料の高騰に原因があるのではあるというように見ておるわけでございます。

石油を一例にとりましても、この一年間に二倍以上の値上げを来しておるわけでございまして、一世帯当たりの犠牲を考えると、二十万円以上を超えるというような容易ならぬ事態でございまして、こういった国民経済的な犠牲をどのようにして公平に分担していくかということが、今日の物価問題が持つておる一つの意義であらうと思っております。

その意味におきまして、われわれといたしましては、料金でございましてか物価等の形で、この犠牲を最小限度国民に求めているという道を回避することはできないのではないかと考えております。もっとも、関係企業の合理化は徹底しておりますし、値上げに願ひしなければならぬと思ひますし、値上げにつきましては最小限度にとどめてまいらなければならぬことは当然でございまして、国民生活の影響等も考えながら、その時期、その幅等につきましては慎重な配慮を加えておるところでございします。

今回の郵便料金の値上げにつきましてもそういう配慮から考えておるわけでございしますので、その辺は篤と御理解をいただきたいと思ひます。

第二に、今般、予算修正に絡みまして、第三種料金圧縮については、公党間の合意を尊重してこれを実行すべきでないかという趣旨の御質問でございしました。

第三種郵便物の料金につきましては、沿革的に安いとされていると承知しておりますけれども、現下の郵便事業財政にかんがみまして、郵政審議会の御意見に沿いまして適正な水準に改めるべきものであると考えております。これにつきましては、公党間の合意に基づいて検討されるというところでございしますならば、その結果は尊重させていただきます。(拍手)

〔国務大臣正示啓次郎君登壇〕

○国務大臣(正示啓次郎君) 塩田さんにお答え申

上げます。

郵便料金の値上げは、きわめて大切な問題でございまして、仰せのとおり、一応消費者物価には〇・〇四、これはストレートな影響でございまして、そのほかに企業等の利用も広いものでございしますから、こういう間接的な影響ということにつきましては、いろいろと研究所等で調査をいたしておりますが、いわゆる法人企業間接費調査集計結果報告、こういうものによりまして、大体売上高の約一万分の三程度の影響というふうな算定もあるように承知をいたしております。

いづれにいたしましても、きわめて大切なものでございしますので、われわれとしては、企業の徹底した合理化が大前提である、こういうことで郵政当局にもお願いを申し上げ、予算のときにおきましては、実施時期についての調整、また値上げの幅につきましても、はがき等については二カ年度にわたってこれを行うというふうに、極力国民生活及び物価への影響について調整に努めたところでございしますが、御案内のような郵政事業の内容でございしますが、また、これを立ち直らせるため容でございします。また、これを立ち直らせるため

には、企業の関係者にやはり責任を持っていただかなければならぬ、それには単年度の赤字、累積赤字について解消の見込みを立てるということが財政再建のためにも必要なことと考えてまして、最小額度の値上げをお願いしておるところでございします。(拍手)

〔国務大臣大西正男君登壇〕

○国務大臣(大西正男君) 塩田議員の御質問にお答え申し上げます。

まず、郵便物数減の予想につきましてお答えいたします。

今回の料金改定に伴う郵便物数につきましては、過去における改定時の値上げ幅や物数動向等を考慮して慎重に予測したものでございします。

また事業運営の効率化、合理化につきましては、さらに一層努力してまいり所存ではあります。が、これらの施策をもつていたしましても、現在の逼迫した事業財政の改善を図ることは困難でありますので、郵便事業の運営に要する財源を確保するために、物価等への配慮もしつつ、やむを得ない範囲の料金改定を行おうとするものでございします。何とぞ御理解をいただきたいと存じます。

次に、郵便料金の決定方法の特例措置につきましては、郵便事業財政の現状にかんがみまして、法律において郵便事業に係る累積欠損金が解消されるまでという期間を設け、また料金の改定幅の上限を定めるなどの厳しい要件を付した上で行おうとするものでありまして、国会のコントロールを外すことには考えておりません。

また今回の改正は、郵便事業が今後とも安定した郵便サービスを提供していくため、健全な事業経営の確保等を図ることとするものであります。したがって、料金の決定に当たりましては、法律で定める一定の厳格な要件のもとで郵便の需

昭和五十五年四月二十二日 衆議院會議録第二十号

郵便法等の一部を改正する法律案の趣旨説明に対する塩田晋君の質疑 地崎運輸大臣の去る十八日の會議における答弁に關する発言 朗読を省略した議長の報告 一一七二

要動向等にも配意し、合理化努力も尽くしつつ行つてまいる所存でありまして、決して安易な経営が許されるなどは考えておりません。

次に、郵便事業の合理化努力と労使関係正常化努力をいかに払っているかとの御質問でございますが、郵便事業は、御承知のとおり、きわめて労働集約性の高い事業でありますので、合理化にはおのずから限界がありますが、効率的な事業運営を図るため、これまでに局内作業の機械化、郵便物処理の集中化、外務作業における機械化、配達作業環境の改善等、各般にわたって努力してきたところであります。今後とも、これらの施策につきましまして、なお一層推進してまいる所存でございます。

このような合理化施策を進めていく上にも、また職員の能率の向上を図るためにも、労使が共通の認識に立ち、安定した労使関係を確立することが肝要でありまして、従来から、この点にも力を注いできたところであります。

今後、労使関係の正常化の方向がしっかり定着することを念願しながら、一步一步じみちな努力を重ねてまいる所存であります。

次に、広告がきのほかにもっと改善の余地はないのか、そういう御質問でございますが、一時に大量に差し出される郵便物につきましては、全体の郵便物の安定した送達を確保できるよう、差し出しの際の区分、差し出し日時の調整などについて、従来から御協力をいただいております。

あり、また、郵便番号の記載につきましても、料金別納、料金後納郵便物につきまして、ほぼ一〇〇%近い御協力を得ているところであります。

今後とも、郵便の需要の動向、利用者の利便などを踏まえ、利用者の御協力をいただきながら、円滑かつ効率的な事業の運営が図れるよう適切な施策を行つてまいりたいと考えております。

最後に、第三種郵便物の料金を圧縮せよとの御意見につきましましては、総理からすでにお答えがございましたが、私といたしまして、全く同じ考えでございます。(拍手)

○議長(灘尾弘吉君) これにて質疑は終了いたしました。

○議長(灘尾弘吉君) 運輸大臣から、去る十八日の會議における答弁に關し、発言を求められております。これを許します。運輸大臣地崎宇三郎君。

〔國務大臣地崎宇三郎君登壇〕

○國務大臣(地崎宇三郎君) 去る四月十八日の当本會議における四ツ谷光子君の質疑に対する私の答弁中、「この廃止予定路線については、政令において決められるべきものであります。これを決める際に、地方の自治体あるいは国鉄、国等の参加いたしました協議会をつくりまして、十分地元の見解を反映して、そして将来話し合ひがつかましましたら転換をしたい。」と申し上げましたが、

多少説明不足の点がございましたので、再度本會議で発言をお許しいただきました。

私の申し上げたかったのは、「この廃止予定路線については、政令で定める基準に従つて決められるべきものであります。その決定に当たっては、関係知事の意見も聞きすることとなつており、さらに、その転換に当たっては、地方自治体あるいは国鉄、国等の参加いたしました協議会の場も設け、十分地元の御意見を反映しつつ、最終的な転換を図りたい。」ということでございます。地方の代替輸送機関の確保に關しては、最大の配慮をいたしてまいる所存でございますので、ぜひ御理解のほどをお願いいたします。(発言する者あり、拍手)

○議長(灘尾弘吉君) 本日は、これにて散会いたします。

午後四時十五分散会

出席國務大臣

内閣総理大臣 大平 正芳君
外務大臣臨時代理 伊東 正義君
國務大臣 大藏大臣 竹下 登君
運輸大臣 地崎宇三郎君
郵政大臣 大西 正男君

自治大臣 後藤田正晴君
國務大臣 正井啓次郎君
出席政府委員 郵政省郵務局長 守住 有信君

○朗読を省略した議長の報告

(報告書及び文書受領)

一、去る十八日、内閣から次の報告書及び文書を受領した。
林業基本法第九條第一項の規定に基づく昭和五十四年度林業の動向に關する年次報告
林業基本法第九條第二項の規定に基づく昭和五十五年度に關して講じようとする林業施策についての文書

沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく昭和五十四年度漁業の動向に關する年次報告
沿岸漁業等振興法第七條の規定に基づく昭和五十五年度に關して講じようとする漁業施策についての文書

(政府委員退任)

一、去る十八日、大平内閣総理大臣から灘尾議長あて、十八日付をもって農林水産政務次官糸山英太郎は退職したので政府委員としての資格を失つた旨の通知を受領した。

(政府委員承認)

一、去る十八日、灘尾議長は、大平内閣総理大臣申し出の、次の者を第九十一回国会政府委員に

任命することを承認した。

農林水産政務次官 増田 盛

(政府委員任命)

一、去る十八日、大平内閣総理大臣から渡尾議長あて、十八日議長において承認した増田盛を同日第九十一回国会政府委員に任命した旨の通知を受領した。

(常任委員辞任及び補欠選任)

一、去る十八日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

内閣委員

辞任

補欠

上草 義輝君	船田 元君
河本 敏夫君	山下 徳夫君
辻 第一君	中島 武敏君
船田 元君	上草 義輝君
山下 徳夫君	河本 敏夫君
中島 武敏君	辻 第一君

地方行政委員

辞任

補欠

亀井 静香君	大野 明君
北口 博君	河本 敏夫君
加藤 万吉君	下平 正一君
田島 衛君	河野 洋平君
大野 明君	亀井 静香君
河本 敏夫君	北口 博君
下平 正一君	加藤 万吉君
河野 洋平君	田島 衛君

法務委員

辞任

補欠

下平 正一君	井上 泉君
河野 洋平君	田島 衛君
田島 衛君	山口 敏夫君
井上 泉君	下平 正一君
山口 敏夫君	河野 洋平君

外務委員

辞任

補欠

石原慎太郎君	宮下 創平君
佐藤 一郎君	粟山 明君
中川 一郎君	渡辺 秀央君
中山 正暉君	池田 淳君
浅井 美幸君	草川 昭三君
玉城 栄一君	瀬野栄次郎君
神 利夫君	柴田 睦夫君
山口 敏夫君	田島 衛君
草川 昭三君	浅井 美幸君
池田 淳君	中山 正暉君
浅井 美幸君	石原慎太郎君
宮下 創平君	佐藤 一郎君
粟山 明君	中川 一郎君
渡辺 秀央君	玉城 栄一君
池田 淳君	神 利夫君
草川 昭三君	山口 敏夫君

大蔵委員

辞任

補欠

椎名 素夫君	工藤 巖君
--------	-------

文教委員

辞任

補欠

白川 勝彦君	浦野 然興君
山崎武三郎君	西田 司君
山中 貞則君	越智 伊平君
浦野 然興君	白川 勝彦君
越智 伊平君	山中 貞則君
工藤 巖君	椎名 素夫君
西田 司君	山崎武三郎君

社会労働委員

辞任

補欠

浦野 然興君	石原慎太郎君
狩野 明男君	中川 一郎君
船田 元君	中山 正暉君
石原慎太郎君	浦野 然興君
中川 一郎君	狩野 明男君
中山 正暉君	船田 元君

農林水産委員

辞任

補欠

大坪健一郎君	山中 貞則君
丹羽 雄哉君	佐藤 一郎君
佐藤 一郎君	丹羽 雄哉君
大坪健一郎君	玉城 栄一君
瀬野栄次郎君	瀬野栄次郎君
玉城 栄一君	中村 弘海君

予算委員

辞任

補欠

大野 明君	高橋 辰夫君
中村 靖君	関谷 勝嗣君
中島 武敏君	辻 第一君
関谷 勝嗣君	中村 靖君
高橋 辰夫君	大野 明君
中村 弘海君	上草 義輝君
辻 第一君	中島 武敏君

決算委員

辞任

補欠

草川 昭三君	浅井 美幸君
浅井 美幸君	草川 昭三君
羽田 孜君	瓦 力君
瓦 力君	羽田 孜君

議院運営委員

辞任

補欠

中路 雅弘君	神 利夫君
神 利夫君	中路 雅弘君
北口 博君	菊池福治郎君
椎名 素夫君	船田 元君
服部 安司君	畑 英次郎君
河野 正君	山田 芳治君
細谷 治嘉君	中村 茂君

一、昨二十一日、議長において、次のとおり常任委員の辞任を許可し、その補欠を指名した。

地方行政委員

辞任

補欠

昭和五十五年四月二十二日 衆議院會議録第二十号 朗読を省略した議長の報告

一一七四

河村 勝君	渡辺 武三君	おりである。	案 一、昨二十一日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出第八五号)
菊池福治郎君	北口 博君	中・高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(田口一男君外四名提出)	農住組合法案	文教委員会 付託
畑 英次郎君	服部 安司君	一、去る十八日、内閣から提出した議案は次のとおりである。	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八六号)	農林水産委員会 付託
船田 元君	椎名 素夫君	北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件	地方公務員等共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八八号)	中小企業等協同組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八九号)
中村 茂君	細谷 治嘉君	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案	地方行政委員会 付託	商工委員会 付託
山田 芳治君	河野 正君	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案	け・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件(条約第四二号)	運輸委員会 付託
渡辺 武三君	河村 勝君	農林漁業団体職員共済組合法等の一部を改正する法律案	国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律案(内閣提出第八四号)	一、昨二十一日、委員会に付託された議案は次のとおりである。
大蔵委員 辞任	補欠	公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案	外務委員会 付託	失業手当法案(前川旦君外八名提出、衆法第四一号)
麻生 太郎君	服部 安司君	公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案	以上三件 大蔵委員会 付託	雇用対策法の一部を改正する法律案(佐藤誼君外八名提出、衆法第四二号)
山田 芳治君	河野 正君	公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案	労働基準法の一部を改正する法律案(金子みつ君外八名提出、衆法第四三三号)
服部 安司君	麻生 太郎君	公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案	以上三件 大蔵委員会 付託	中・高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(田口一男君外四名提出、衆法第四四号)
河野 正君	山田 芳治君	公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案	以上四件 社会労働委員会 付託
建設委員 辞任	補欠	公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案	
中村 茂君	細谷 治嘉君	公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案	
細谷 治嘉君	中村 茂君	公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案	
予算委員 辞任	補欠	公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案	
岡田 正勝君	河村 勝君	公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案	
河村 勝君	岡田 正勝君	公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案	
(議案提出)		公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案	
一、去る十八日、議員から提出した議案は次のと		公共企業体職員等共済組合法及び昭和四十二年以後における公共企業体職員等共済組合法に規定する共済組合が支給する年金の額の改定に関する法律の一部を改正する法律案	昭和四十四年度以後における私立学校教職員共済組合からの年金の額の改定に関する法律案	

(議案送付)

一、去る十八日、参議院に送付した内閣提出案は次のとおりである。

郵政省設置法の一部を改正する法律案

農林水産省設置法の一部を改正する法律案

明日香村における歴史的風土の保存及び生活環境の整備等に関する特別措置法案

一、昨二十一日、予備審査のため次の本院議員提出案を参議院に送付した。

失業手当法案(前川日君外八名提出)

雇用対策法の一部を改正する法律案(佐藤誼君外八名提出)

労働基準法の一部を改正する法律案(金子みつ君外八名提出)

中高年齢者等の雇用の促進に関する特別措置法の一部を改正する法律案(田口一男君外四名提出)

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案

国会に提出する。

昭和五十五年二月十九日

内閣総理大臣 大平 正芳

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律

(国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第一条 国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律(昭和二十七年法律第九十一号)の一部を次のように改正する。
第二条中「十六億五千九百万特別引出権」を「二十四億八千八百五十万特別引出権」に改める。

第二条の二に次の一項を加える。

6 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、銀行に対し、第一項の合衆国ドルによる四億ドルの範囲内において、出資することができる。

(国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部改正)

第二条 国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律(昭和三十五年法律第五十三号)の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

7 前各項の規定により出資することができる金額のほか、政府は、協会に対し、三千九百四十二億千六百二十二万円の範囲内において出資することができる。

附 則

1 この法律は、公布の日から施行する。

2 政府は、改正後の国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律第二条の規定により国際通貨基金に対して行う出資の財源に充てるため、当該出資の日における同条に規定する特別引出権による二億九百四十四万八千七百五十万特別引出権に相当する本邦通貨の金額を限り、外国為替資金特別会計法(昭和二十六年法律第五十六号)第十三条に規定する積立金から外国為替資金に組み入れることができる。

理 由

国際通貨基金、国際復興開発銀行及び国際開発

協会に対する出資の額が増額されることとなるのに伴い、これらの出資の額の増額に応ずるための措置を講ずる必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案(内閣提出)に関する報告書

議案の要旨及び目的

本案は、国際通貨基金(IMF)、国際復興開発銀行(いわゆる世銀)及び国際開発協会(いわゆる第二世銀)への出資額が増額されることとなるに伴い、我が国が出資するための措置を講じようとするもので、その内容は次のとおりである。

(一) 政府は、国際通貨基金に対し、二十四億八千八百五十万特別引出権(SDR)に相当する金額(注)の範囲内において、出資することができることとする。

(注) 本改正により新たに増額される額は、新割当額二十四億八千八百五十万特別引出

昭和五十五年四月二十二日 衆議院會議録第二十号

国際通貨基金及び国際復興開発銀行への加盟に伴う措置に関する法律及び国際開発協会への加盟に伴う措置に関する法律の一部を改正する法律案及び同報告書
北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件及び同報告書

一一七六

権と現在の割当額十六億五千九百万特別引出権との差額八億二千九百五十万特別引出権(約二千六百十九億円)である。

なお、追加出資額八億二千九百五十万特別引出権については、その二五％は特別引出権により、残りの七五％のうち七四・七五％は通貨代用証券、〇・二五％は円現金により、外国為替資金特別会計の負担において出資することとなっている。

(二) 政府は、国際復興開発銀行に対し、一九四四年七月一日現在の量目及び純分を有する合衆国ドルによる四億ドル(四億八千二百五十万現行合衆国ドル、約千八十六億円)の範囲内において、追加出資することができることとする。

なお、右の追加出資額のうち、その九〇％は特定の場合に世銀の請求をまつて払い込みが行われる請求払資金であり、残りの一〇％のうち九％は国債により、一％は現行合衆国ドル現金をもつて払い込むこととなつて

(三) 政府は、国際開発協会に、三千九百四十二億千六百二十二万円の範囲内において、追加

出資することができることとする。

なお、右の追加出資は、全額国債をもつて払い込むこととなっている。

二 議案の可決理由

現下の国際経済情勢等にかんがみ、国際通貨基金、国際復興開発銀行及び国際開発協会に対し追加出資を行うための措置を講ずることとする本案は、適切妥当なものと認め、原案のとおり可決すべきものと議決した次第である。

三 本法施行に要する経費

昭和五十五年年度一般会計予算に国際復興開発銀行出資(現金をもつて払い込むことになつてゐる分)に必要な経費として、十億八千六百万円が計上されている。

昭和五十五年四月十八日

大蔵委員長 増岡 博之

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件

右

国会に提出する。

昭和五十五年四月十八日

内閣総理大臣 大平 正芳

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるの件
北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求める。

理由

政府は、漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づき、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における漁業資源の保存及び合理的利用を図るため、昭和五十五年四月十五日にモスクワで、北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書に署名した。よつて、この議定書を締結することとしたい。これが、この案件を提出する理由である。

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手続及び条件に関する議定書

日本国政府及びソヴィエト社会主義共和国連邦政府は、

千九百七十八年四月二十一日にモスクワで署名された漁業の分野における協力に関する日本国政府とソヴィエト社会主義共和国連邦政府との間の協定に基づいて、

次のとおり協定した。

1 この議定書は、千九百七十七年五月二日付けの日本国の漁業水域に関する暫定措置法及び千九百七十六年十二月十日付けのソヴィエト社会主義共和国連邦沿岸に接続する海域における生物資源の保存及び漁業の規制に関する暫定措置に関するソヴィエト社会主義共和国連邦最高会議幹部会令の諸規定を考慮し、また、ソヴィエト社会主義共和国連邦が千九百八十年において北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域におけるさけ・ますの漁獲を行わないことを考慮して、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の

水域における日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件を定めることを目的とする。

2 北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ますの漁獲に関する手續及び条件は、次のとおりとする。

(1) 東側は東経百七十度の線、南側は北緯四十四度の線並びに西側及び北側はソヴィエト社会主義共和国連邦及びアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつて囲まれる水域におけるさけ・ますの漁獲は、禁止される。

(2) 千九百八十年における北西太平洋のソヴィエト社会主義共和国連邦の距岸二百海里水域の外側の水域における日本国のさけ・ます年間総漁獲量四万二千五百トン(三千六百四十万尾)のうち、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域における漁獲量は、二万三千五百トン(千八百八十万尾)を超えてはならない。

このうち、しろさけの漁獲量は三百八十万尾を、べにさけの漁獲量は百万尾を、ぎんさけの漁獲量は百二十万尾を超えないものとする。前記のそれぞれの魚種の漁獲量につき、十パーセントの範囲内の増減が許容される。

る。

(3) (2)にいう漁獲量については、千九百八十年五月一日から同年七月三十一日までの間に於いて漁獲することができる。ただし、東側は東経百七十五度の線、南側は北緯四十四度の線、西側は東経百七十度の線及び北側はアメリカ合衆国の距岸二百海里水域の線をもつて囲まれる水域においては、千九百八十年五月一日から同年六月十五日までの間において、漁獲が行われるものとする。

(4) 一隻の漁船が海中に浮設する流し網の長さは、十五キロメートルを超えてはならない。ただし、日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、十キロメートルを超えてはならないものとする。

一隻の漁船が浮設した流し網の網と網との間隔は、投網直後に計測される。一つの網と最も近い他の網との間隔は、すべての方向において次のとおりとする。

母船に属する漁船については、八キロメートル以上
日本国の港を根拠地とする中型漁船については、六キロメートル以上

日本国の港を根拠地とする三十トン未満の小型漁船については、四キロメートル以上

(5) 流し網の網目の結節から結節までの長さは、次のとおりとする。

母船に属する漁船については、六十センチメートル以上
ただし、浮設された流し網の各配列につき、その配列の長さの六十パーセント以上は、六十五センチメートル以上とする。

日本国の港を根拠地とする漁船については、五十五センチメートル以上

(6) 各漁船は、日本国の権限のある当局が発給したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書を船内に保持していなければならない。

(7) 日本国の権限のある当局は、その発給したさけ・ますの漁獲を行う権利に関する許可証又は証明書につきソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。

(8) 日本国の港を根拠地とする中型漁船については、漁船ごとの漁獲量が定められ、その漁獲量は、(6)にいう許可証又は証明書に掲げら

れる。

日本国の港を根拠地とする中型漁船につき定められかつソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報された総漁獲量の範囲内で個々の漁船間において漁獲量の再配分が行われる場合には、日本国の権限のある当局は、当該漁船に対し再配分証明書を発給し、かつ、これにつき遅滞なくソヴィエト社会主義共和国連邦側に通報する。

3 両締約国の政府は、この議定書の規定が1にいう漁獲について遵守されることを確保するため、北西太平洋の距岸二百海里水域の外側の水域において、次の規定に基づき措置をとる。

(1) この議定書の規定に従いさけ・ますの漁獲を行つて一方の締約国の漁船に、他方の締約国の正当に権限を有する公務員は、この議定書の規定を実施する目的をもつて、装備、航海日誌、書類、漁獲物その他の物件を検査し、及び乗組員に対して質問するため、乗船することができる。当該検査及び質問に当たつては、当該漁船の漁獲活動が被る妨げを最小のものにしなければならない。また、前記の公務員は、その所属する締約国の権限

昭和五十五年四月二十二日 衆議院會議録第二十号

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるとの件及び同報告書 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書 一一七八

のある機関が発行した身分証明書を提示しなければならぬ。

(2) 漁船又はその乗組員が、現にこの議定書の規定に違反して漁獲を行つてゐるとき、又は前記の公務員がその漁船に乗船する前にそのような漁獲を現に行つてゐたと信するに足りる相当の理由があるときは、その公務員は、その漁船を拿捕し、又はその乗組員を逮捕することができる。

前記の場合において、当該公務員の所属する締約国は、できる限り速やかに、前記の漁船又は乗組員の所属する他の締約国にその拿捕又は逮捕を通告し、かつ、できる限り速やかに、両締約国が別の場所について合意しない限りその場所での漁船又は乗組員をその所属する締約国の権限を有する公務員に引き渡さなければならぬ。ただし、前記の通告を受領した締約国が直ちにその引渡しを受けることができずかつ他の締約国に要請をしたときは、その要請を受けた締約国は、前記の漁船又は乗組員を両締約国が相互に合意する条件によりその監視の下に置くことができる。

(3) 前記の漁船又は乗組員の所属する締約国の当局のみが、この3に關連して生ずる事件を裁判し、かつ、これらに対して刑を科する管轄権を有する。違反を証明する調書及び証拠は、違反を裁判する裁判管轄権を有する締約

国にできる限り速やかに提供されなければならない。

(4) この議定書の規定に従ひさけ・ますの漁獲を行つてゐる漁船の所属する締約国の政府は、他の締約国の正当に権限を有する公務員が当該漁船に支障なく乗船する機会が与えられることとなるように、及び当該公務員が漁船にある間、当該漁船の乗組員が検査(検査の結果発見された違反を除去するための措置をとることを含む。)の実施について当該公務員に協力するように、適当な措置をとる。

4 この議定書は、それぞれの国の国内法上の手續に従つて承認されなければならない。この議定書は、その承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生じ、千九百八十年十二月三十一日まで効力を有する。

以上の証拠として、下名は、各自の政府から正当に委任を受けてこの議定書に署名した。

千九百八十年四月十五日にモスクワで、ひとしく正文である日本語及びロシア語により本書一通を作成した。

日本国政府のために

魚本藤吉郎

ソヴィエト社会主義共和国連邦政府のために

V・カーメンツェフ

北西太平洋における千九百八十年の日本国のさけ・ますの漁獲の手續及び条件に関する議定書の締結について承認を求めるとの件に関する報告書

一 本件の要旨及び目的

我が国とソヴィエト社会主義共和国連邦は、両国の二百海里漁業水域の外側の水域におけるさけ・ます漁業の漁獲手續及びその条件について、交渉を行つてきたが合意に達したので、本年四月十五日モスクワにおいて本議定書に署名を行った。

本議定書の主な内容は、次のとおりである。

1 昭和五十五年の日本国のさけ・ます漁獲量は、四万二千五百トンとし、漁期は、昭和五十五年五月一日から同年七月三十一日までとするが、一部水域については同年六月十五日までとすること。

2 漁船又はその乗組員が議定書に定められた規定に違反した場合には、いずれの国の公務員も当該漁船を拿捕し、当該乗組員を逮捕することができること。

3 前項の拿捕及び逮捕が行われた場合には、当該公務員の所属する締約国は、漁船又は乗組員をそれらの所属する締約国にできる限り速やかに引き渡すこと。

4 裁判管轄権は、漁船又はその乗組員が所属する締約国が有すること。

5 本議定書は、本年十二月三十一日まで効力を有すること。

なお、本議定書は、この承認を通知する外交上の公文が交換された日に効力を生ずることとなつてゐる。

よつて政府は、本議定書の締結について、日本国憲法第七十三条第三号ただし書の規定に基づき、国会の承認を求めるといふのである。

二 本件の議決理由

本議定書を締結することは、両国間の漁業における分野の協力を推進するとともに、北洋におけるさけ・ます漁業の操業を本年も継続し得ることとなるので、妥当な措置と認め、本件は承認すべきものと議決した次第である。

昭和五十五年四月十八日

外務委員長 中尾 栄一

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

地方交付税法の一部を改正する法律案

右 国会に提出する。

昭和五十五年二月十五日

内閣総理大臣 大平 正芳

地方交付税法の一部を改正する法律

地方交付税法(昭和二十五年法律第二百十一号)の一部を次のように改正する。

第十二条第一項の表及び同条第二項の表並びに第十三条第五項の表中「昭和五十三年度」を「昭和五十四年度」に改める。

附則第三条第二項中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年度」に改め、「市町村民税の所得割」の下に「並びに特別とん譲与税を加え」、「市町村民税の法人税割を」並びに市町村民税の法人税割に改め、「並びに特別とん譲与税にあつては当該税目に係る前年度分の基準税額」と、「当該前年度又は前々年度」とあるのは「当該前年度又は前々年度(特別とん譲与税にあつては、当該前年度)」を削る。

附則第八条の見出し及び同条第一項中「昭和六十九年度」を「昭和七十年度」に改め、同項第三号中「若しくは第五項」を「から第六項まで」に、「三千七百六十六億円」を「三千七百六十六億円とし、千七百九十五億円」に改める。

附則第八条の三第二項第三号中「若しくは第五項」を「から第六項まで」に、「千十億円」を「千十億円、昭和五十五年度にあつては千五百三十五億円」に改め、同条に次の一項を加える。

6 昭和五十五年度における第一項の借入純増加

額に係る同項の規定による臨時地方特例交付金の額は、次の表の上欄に掲げる年度に応じ、当該下欄に掲げる額とする。この場合において、第四項後段の規定を準用する。

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十一年度	二百四十億円
昭和六十二年度	二百六十億円
昭和六十三年度	二百九十億円
昭和六十四年度	三百十億円
昭和六十五年度	三百四十億円
昭和六十六年度	三百八十億円
昭和六十七年度	四百十億円
昭和六十八年度	四百五十億円
昭和六十九年度	四百九十億円
昭和七十年度	五百三十七億五千万円

附則に次の一条を加える。

(新たに指定された指定都市に係る基準税額等の算定基礎の特例)

第十四条 新たに指定された指定都市に対して交付すべき当該指定があつた日の属する年度分の普通交付税の額を算定する場合において、第十四条第三項に規定する基準税額等の算定の基礎となることのできず又は適当でない認められるときは、当該算定の基礎について、自治省令で特例を設けることができる。

別表を次のように改める。

別表(第十二条関係)

地方団体 の種類	経費の種類	測定単位	単位	費用
道府県	一 警察費	警察職員数	一人につき	五、五七五、〇〇〇円
二 土木費	1 道路橋りよう費			
(1) 経常経費	道路の面積	千平方メートルにつき	一八七、〇〇〇	
(2) 投資的経費	道路の延長	一キロメートルにつき	三、五六一、〇〇〇	
2 河川費	(1) 経常経費	河川の延長	一キロメートルにつき	六五、〇〇〇
(2) 投資的経費	河川の延長	一キロメートルにつき	三九七、〇〇〇	
3 港湾費	(1) 経常経費	港湾(漁港を含む)におけるけい留施設の延長	一メートルにつき	一九、二〇〇
(2) 投資的経費	港湾(漁港を含む)における外かく施設の延長	一メートルにつき	七、二二〇	
4 その他の土木費	(1) 経常経費	人口	一人につき	五五〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	二、五九〇	
三 教育費	1 小学校費	教職員数	一人につき	二、六六八、〇〇〇
2 中学校費	教職員数	一人につき	二、七七五、〇〇〇	
3 高等学校費	(1) 経常経費	教職員数	一人につき	四、五九〇、〇〇〇

昭和五十五年四月二十二日 衆議院會議録第二十号 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

2 林野行政 費	(2) 投資的 経費	耕地の面積	一人につき	二九、八〇〇
(1) 經常経 費	(2) 投資的 経費	農家数	一人につき	三、五〇〇
1 農業行政 費	(1) 經常経 費	農家数	一人につき	二、六二五、〇〇〇
5 産業経済費	(1) 經常経 費	児童及び生徒の 数	一人につき	一〇二、〇〇〇
4 特殊教育 諸学校費	(1) 經常経 費	教職員数	一人につき	二、一五〇
2 社会福祉 費	(1) 經常経 費	学級数	一学級につき	五二〇、〇〇〇
1 生活保護 費	(2) 投資的 経費	学級数	一学級につき	八四七、〇〇〇
4 厚生労働費	(2) 投資的 経費	人口	一人につき	三、六二〇
2 社会福祉 費	(1) 經常経 費	町村部人口	一人につき	二、四六〇
3 衛生費	(2) 投資的 経費	人口	一人につき	四八四
4 労働費	(1) 經常経 費	人口	一人につき	二、三〇〇
5 産業経済費	(2) 投資的 経費	失業者数	一人につき	四一四
1 農業行政 費	(1) 經常経 費	農家数	一人につき	四九、五〇〇
2 林野行政 費	(2) 投資的 経費	耕地の面積	一ヘクタールにつき	二四、五〇〇

9 特別事業債 償還費	(1) 經常経 費	林野の面積	一ヘクタールにつき	二、二七〇
8 特定債償還 費	(2) 投資的 経費	林野の面積	一ヘクタールにつき	三、五四〇
7 災害復旧費	(1) 經常経 費	水産業者数	一人につき	一〇五、〇〇〇
6 その他の行 政費	(2) 投資的 経費	水産業者数	一人につき	四一、五〇〇
5 その他の 諸費	(1) 經常経 費	人口	一人につき	一、二〇〇
4 商工行政 費	(2) 投資的 経費	人口	一人につき	九二九、〇〇〇
3 恩給費	(1) 經常経 費	道府県税の税額	千円につき	四〇
2 恩給費	(2) 投資的 経費	恩給受給権者数	一人につき	二、九四〇
1 災害復旧費	(1) 經常経 費	人口	一人につき	二、八六〇
7 災害復旧費	(2) 投資的 経費	面積	一平方メートルにつき	七五一、〇〇〇
8 特定債償還 費	(1) 經常経 費	公共事業費等特 定の事業費の財 源に充てられるた め発行を許可され た地方債に係る 元利償還金	千円につき	二五〇
9 特別事業債 償還費	(2) 投資的 経費	公共事業費等特 定の事業費の財 源に充てられるた め発行を許可され た地方債に係る 元利償還金	千円につき	三三二

昭和五十五年四月二十二日 衆議院會議録第二十号 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

市町村		十 地方税減収補てん償還費		十一 財源対策償還費	
一 消防費	人口	地方税の減収補てんのため昭和五十四年度から昭和五十四年度までの各年度において特別に発行を許可された地方債の額	千円につき	昭和五十一年度から昭和五十四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額	千円につき
二 土木費	一人につき				
1 道路橋りよう費	道路の面積		七七、七〇〇		
(1) 経常経費	道路の延長		三五九、〇〇〇		
(2) 投資的経費	港湾（漁港を含む）におけるけい留施設の延長		一六、八〇〇		
2 港湾費	港湾（漁港を含む）における外かく施設の延長		七、一一〇		
(1) 経常経費					
(2) 投資的経費					
3 都市計画費	都市計画区域における人口		四三六		
(1) 経常経費	都市計画区域における人口		四八二		
(2) 投資的経費	公園費				
4 公園費	人口		一一三		
(1) 経常経費					
(2) 投資的経費					
(1) 経常経費	人口		二六四		
(2) 投資的経費	人口集中地区人口		一六三		
5 下水道費	人口		六二五		
6 その他の土木費	人口		三四七		
(1) 経常経費	人口				
(2) 投資的経費	人口				
三 教育費					
1 小学校費	児童数		二〇、八〇〇		
(1) 経常経費	学級数		四二九、〇〇〇		
(2) 投資的経費	学校数		三八六、〇〇〇		
2 中学校費	生徒数		一六、四〇〇		
(1) 経常経費	学級数		五五八、〇〇〇		
(2) 投資的経費	学校数		三八七、〇〇〇		
3 高等学校費	学級数		三六〇、〇〇〇		
(1) 経常経費	学校数		一六、四〇〇		
(2) 投資的経費	学級数		一六、四〇〇		
4 その他の教育費	生徒数		四、七三五、〇〇〇		
(1) 経常経費	教職員数		二九、三〇〇		
(2) 投資的経費	生徒数		一九、〇〇〇		

昭和五十五年四月二十二日 衆議院会議録第二十号 地方交付税法の一部を改正する法律案及び同報告書

(1) 経常経費	人口	一人につき	三、六七〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	一三五
四 厚生労働費			
1 生活保護費	市部人口	一人につき	三、三〇〇
2 社会福祉費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	二、五二〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四八四
3 保健衛生費	人口	一人につき	一、〇四〇
4 清掃費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	三、二八〇
(2) 投資的経費	人口	一人につき	四三七
5 労働費	失業者数	一人につき	四五七、〇〇〇
五 産業経済費			
1 農業行政費	農家数	一戸につき	二、五〇〇
(1) 経常経費	農家数	一戸につき	八、一二〇
(2) 投資的経費	農家数	一戸につき	五一〇
2 商工行政費	人口	一人につき	
3 その他の産業経済費			
(1) 経常経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一六、五〇〇
(2) 投資的経費	林業、水産業及び鉱業の従業者数	一人につき	一五、二〇〇
六 その他の行政費			
1 徴税費	世帯数	一世帯につき	七、四四〇
2 戸籍住民基本台帳費	世帯数	一世帯につき	三、一三〇
3 その他の諸費			
(1) 経常経費	人口	一人につき	七、一三〇
(2) 投資的経費	面積	一平方キロメートルにつき	七二四、〇〇〇
七 災害復旧費	面積	一平方キロメートルにつき	二八、〇〇〇
八 特定償還費	面積	一平方キロメートルにつき	九五〇
九 辺地対策事業償還費	面積	一平方キロメートルにつき	二五〇
十 特別事業償還費	面積	一平方キロメートルにつき	八〇〇
十一 地方税減収補てん償還費	面積	一平方キロメートルにつき	八八

十二 財源対策
債償還費

昭和五十一年度から昭和五十四年度までの各年度の財源対策のため当該各年度において発行を許可された地方債の額

千円につき

二〇一

附 則

1 この法律は、公布の日から施行し、改正後の地方交付税法の規定は、昭和五十五年度分の地方交付税から適用する。

2 交付税及び譲与税配付金特別会計法（昭和二十九法律第百三号）の一部を次のように改正する。

附則第三項中「昭和四十六年度から昭和六十八年度まで」を「昭和四十六年度から昭和六十九年度まで」に、「昭和五十五年度から昭和六十八年度まで」を「昭和五十五年度から昭和六十四年度分」を「昭和五十五年度分にあつては昭和五十四年度分の借入金限度額に八千九百五十億円を加算した額から三千六百十九億六千万円を控除し

た額（以下「昭和五十五年度分の借入金限度額」という。）、昭和五十六年度から昭和六十九年度までの各年度分にあつては昭和五十五年度分」に改め、同項の表を次のように改める。

年 度	控 除 額
昭和五十六年度	三千四百八十億円
昭和五十七年度	三千九百四十億円
昭和五十八年度	四千四百五十億円
昭和五十九年度	五千九百七十億円
昭和六十年年度	八千二百十九億八千万円
昭和六十一年度	七千五百四十一億円
昭和六十二年度	五千六百七十億円
昭和六十三年度	四千九十九億円
昭和六十四年度	四千五百三十億円
昭和六十五年度	四千九百九十億円
昭和六十六年度	五千五百億円
昭和六十七年度	六千七十億円
昭和六十八年度	六千七百十億円
昭和六十九年度	四千五百十億円

附則第五項中「昭和五十四年度」を「昭和五十五年度」に改める。

附則第八項中「同号に掲げる額と第二号に掲げる額の下に」を含む臨時地方特例交付金の額の「三十七億九千五百億円」を加え、「昭和六十年年度から昭和六十二年度までの各年度分にあつては第二号から第四号まで」を「昭和六十年年度分にあつては第二号から第四号までに掲げる額の合算額を加算した額とし、昭和六十一年度分及び昭和六十二年度分にあつては第二号から第五号まで」に、「第三号に掲げる額と第四号に掲げる額と」を「第三号から第五号までに掲げる額」に改め、「昭和六十九年度分にあつては」の下に「第四号に掲げる額と第五号に掲げる額との合算額を加算した額とし、昭和七十年年度分にあつては」を加え、「若しくは第四号」を「から第五号まで」に改め、同項に次の一号を加える。

五 次の表の上欄に掲げる当該各年度に於ける当該下欄に掲げる地方交付税法附則第八

条の三第六項に規定する臨時地方特例交付金の額

年 度	臨時地方特例交付金の額
昭和六十一年度	二百四十億円
昭和六十二年度	二百六十億円
昭和六十三年度	二百九十億円
昭和六十四年度	三百十億円
昭和六十五年度	三百四十億円
昭和六十六年度	三百八十億円
昭和六十七年度	四百十億円
昭和六十八年度	四百五十億円
昭和六十九年度	四百九十億円
昭和七十年度	五百三十七億五千万円

理 由

地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十五年度分の地方交付税の総額の特例を設けるとともに、各種の制度改正等に伴つて増加する地方団体の財政需要に対処するため、地方交付税の単位費用を改定する等の必要がある。これが、この法律案を提出する理由である。

地方交付税法の一部を改正する法律案（内閣提出）に関する報告書

一 議案の要旨及び目的

本案は、地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十五年度分の地方交付税の総額の特例を設けるとともに、各種の制度改正等に伴つて増加する地方団体の財政需要に対処するため、地方交付税の單位費用を改定する等の措置を講じようとするものであつて、その要旨は次のとおりである。

(一) 地方交付税の総額の特例

- 1 昭和五十五年度分の地方交付税の総額については、現行の臨時地方特例交付金を除く法定額に、一般会計から交付税及び譲与税配付金特別会計に繰り入れる臨時地方特例交付金三千七百九十五億円及び同特別会計において借り入れる八千九百五十億円を加算した額（八兆七千七百七十五億円）とする。とともに、借入額八千九百五十億円について

は、昭和六十一年度から同七十年までの各年度に分割して償還する。

- 2 後年度における地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十五年度の交付税及び譲与税配付金特別会計における借入金に係る借入純増加額の二分の一に相当する額（三千七百七億五千万円）を昭和六十一年度から同七十年までの各年度において、臨時地方特例交付金として一般会計から同特別会計に繰り入れる。

(二) 基準財政需要額の算定方法の改正

- 1 教職員定数の増加、教育施設の整備、私学助成の拡充等教育水準の向上に要する経費及び児童福祉、老人福祉対策等社会福祉施策の充実に要する経費の財源を措置する。
- 2 公園、清掃施設、下水道、市町村道等住民の生活に直結する公共施設の計画的な整備及び維持管理に要する経費の財源を措置

するほか、過密・過疎対策、消防救急対策、公害対策等に要する経費を充実にする。

- 3 財源対策債を減額することに伴い、これに対応する投資的経費を基準財政需要額に算入する。

- 4 昭和五十四年度において発行を許可された財源対策債等の元利償還金を基準財政需要額に算入する。

- 5 その他制度の改正等により増加する経費を基準財政需要額に算入するため、関係費目の單位費用を改定する。

(三) その他

- 1 新たに指定された指定都市の基準税額等の算定の基礎について、自治省令で特例を設けることができることとする。
- 2 その他所要の規定の整備を行う。

二 議案の可決理由

最近における地方財政の状況にかんがみ、地方交付税の総額の確保に資するため、昭和五十

五年度分の地方交付税の総額の特例を設けるとともに、各種の制度改正等に伴つて増加する地方団体の財政需要に対処するため、地方交付税の單位費用を改定する等の措置を講じようとする本案は、妥当と認め、可決すべきものと議決した。

なお、本案に対し、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党・革新共同及び民社党・国民連合の四党共同提案により、小川省吾君外三名から地方交付税率の引上げ、臨時地方特例交付金の増額等を内容とする修正案が提出されたが、否決された。

この修正案については、国会法第五十七条の三の規定に基づき、内閣を代表して後藤田自治大臣から「修正案については、政府として賛成いたしかねる」旨の意見が述べられた。

三 本案施行に要する経費

本案施行に要する経費として、昭和五十五年度交付税及び譲与税配付金特別会計の歳出予算

に地方交付税交付金として七兆四千五百七十七億九千五百二十三万八千円が計上されている。
右報告する。

昭和五十五年四月二十一日

地方行政委員長 堀谷 一夫

衆議院議長 灘尾 弘吉殿

衆議院会議録第十八号(一)中正誤

ペシ 段 行 誤

正

一〇五 二 〇三 ときは、

ときに、

一〇五 一 末七 文教委員会

文教委員会

一〇五 二 三 科学術技

科学技術

昭和五十五年四月二十二日 衆議院會議録第二十号

一一八六

明治三十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

(一定価一
一〇円部)

発行所

東京都港区虎ノ門二丁目二番四号
大蔵省印刷局

電話 東京 五三 四二一

代

〒107